

# 県水協たより



第40号

令和3年8月1日

発行／公益社団法人 山形県水質保全協会事務局  
東根市大字野田695番地の8 TEL 0237-48-2469 FAX 0237-48-2693



## 会長の挨拶

公益社団法人 山形県水質保全協会 会長 片桐 健悦

会員各位並びに、県、市町村関係行政機関の皆様には、日頃から当協会の事業に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る6月に開催されました第11回社員定時総会及び臨時理事会において、会長として選任され、その重責を担わせていただくことになりました。

私は、前会長である遠藤信幸氏の後任として、協会並びに業界発展のために、最大限の努力を傾注いたす所存であります。

会員各位、理事、役員並びに職員の皆様には、これまでの協会への御尽力に対して御礼申し上げますとともに、尚一層のお力添えをいただきたく、お願い申し上げます。

当協会は、昭和54年9月に「社団法人山形県水質管理技術振興協会」として発足。以来、平成2年8月に「社団法人山形県水質保全協会」へ名称を変更し、平成24年2月に県所管課の指導の下、認定をいただき「公益社団法人山形県水質保全協会」へ移行し、現在に至っております。

私は、8代目の会長に就任しましたが、ここに至るまでには、県、市町村はじめ関係機関の皆様の御指導、御支援を賜り、協会発展のために歴代の会長、役員、会員皆様が、様々な困難な問題に協力して取り組み、乗り越えてきたことにより、今日があると考えております。改めて皆様に対して、心から感謝を申し上げます。

このような中、昨年からの新型コロナウイルスによる感染が、世界中に拡大し、当協会でも例年開催している社員定時総会も、昨年度は、書面決議により総会を開催した次第であります。この度の第11回社員定時総会は役員改選に当たっていたことから、最低限の人数に絞り、三密を避けて開催いたしました。おかげさまで、無事に滞りなく終了した次第です。

当協会を取り巻く環境は、年々厳しさを増してきております。浄化槽法に基づく保守点検業の登録に際しては、3年に1回、浄化槽管理士は県が指定した講習会実施機関で開催する講習会を受講する必要があります。当協会では、県からの指定を受けるべく手続きを進めており、指定を受けた後、秋頃に指定講習会を開催する予定で、準備を進めております。

また、令和4年4月1日からは、浄化槽法に基づく浄化槽法定検査項目の一つであります「BODの不適性判断値」をいずれも160mg/Lを超えた場合に、不適正と判断されます。これにより、より一層の保守点検及び清掃などの維持管理の徹底が浄化槽設置者に求められることになり、保守点検等の浄化槽維持管理業者である会員の方々は、これまで以上に維持管理業務を徹底する必要があります。

さらに、浄化槽設置基数は、高齢化や人口減少などに伴い、使用基数も年々減少傾向にあります。当協会は、母なる最上川をよりきれいな川にするため、検査機関として受検率の向上や不適正管理の改善等、県民の方々から信頼され、水環境の保全事業に取り組んでいかなければなりません。これらの課題を解決していくためにも、当協会の組織を強化する必要があります。当協会が取り組んでいる事業に御理解を賜り、正会員、賛助会員の入会勧誘をしていきたいと思っております。

結びになりますが、コロナ禍の後に来る日本の経済や社会情勢は不透明で、憂慮される状況にありますが、当協会は、水環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを念頭において、これからも、これまで培ってきた各種の事業に取り組んで参りたいと考えております。皆様の御指導、御支援を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。



## 山形県の良い水環境の継承に向けて

山形県環境エネルギー部水大気環境課長 青木 政浩

貴協会並びに会員の皆様には、本県の水環境保全の推進に格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、指定検査機関として浄化槽の法定検査の確実な実施に加え、新たに浄化槽を設置された方に対する浄化槽の適正な取り扱いなどに関する講習会の実施や、未受検者への受検勧奨など、浄化槽の適正な維持管理の向上に御尽力いただき、改めて感謝申し上げます。

さらに、昨年から世界的な問題となっている新型コロナウイルス感染症について、ワクチン接種が進んでいるものの依然として収束への見通しが立たない中で、皆様におかれましては、感染拡大の防止に取り組まれながら、生活に欠かすことのできない社会インフラを支えられていることに対し、改めて敬意を表します。

さて、県では、今年3月に「第4次山形県環境計画」（計画期間：令和3～12年度）を策定しました。この計画において、「良好な大気・水環境の確保と次世代への継承」を施策の柱の一つとして掲げ、母なる川“最上川”をはじめとした河川の清らかな水など良好な水環境を継承するため、種々の取組みを行うこととしています。

具体的に一つ目は、水環境のモニタリングです。公共用水域、地下水の常時監視を実施し、県民への速やかな情報提供を行うとともに、環境基準を超過した場合、流域の汚濁物質の排出源の状況を調査し、水質改善に取り組んでまいります。なお、令和2年度の本県の大気・水環境の状況については、一部項目で環境基準を達成できませんでしたが、人の健康や生活環境に影響が生じるレベルではなく、概ね良好でした。

二つ目は、浄化槽を含めた生活排水処理施設の整備促進です。県では今年3月に、社会・経済情勢の変化を踏まえ平成28年3月に策定した「第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想」の見直しを行ったところであり、生活排水処理施設の普及率を令和7年度末に96%とする目標を維持するとともに、新たに集合処理施設の「広域化・共同化計画」を策定し、本構想に追加しております。今後も、目標の達成に向けて、浄化槽整備の一層の促進に取り組んでまいります。

浄化槽の整備は、少子化に伴う人口減少の中、高齢化による将来への投資意欲の低下により進まなくなることが懸念されています。未整備の住民の方が浄化槽の整備に積極的に取り組まれますよう、引き続き補助制度の周知、啓発について御協力くださいますようお願いいたします。

三つ目は、水資源の保全・活用です。県では、地域で育まれてきた優れた湧水を「里の名水・やまがた百選」として選定し、県内外に広く情報発信する事業を実施しております。令和2年度までに60箇所の湧水を里の名水として選定しており、この取組みを通して、水環境を大切にする心と郷土愛を育ててまいります。

なお、情報発信の一つとして、「やまがた百名山」と組み合わせた紹介動画をYouTube公式チャンネルにて公開するなど、ポストコロナを見据えた観光資源としての活用も図っているところです。皆様も、豊かな自然環境と身近にある癒しの空間を楽しまれてはいかがでしょうか。

最後に、本県の良い水環境の継承に、浄化槽が果たす役割は大変大きなものがあります。県としましては、引き続き、市町村、浄化槽関連業界及び指定検査機関の皆様と一層の連携を図りながら、県内の水環境に取り組んでまいりますので、今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。



公式 YouTube  
二次元コード

## 各総合支庁の取組み



山形県村山総合支庁保健福祉環境部

環境課長 鏑 水 いずみ

近年、地球温暖化の影響により気象が先鋭化していると言われており、村山地域においても豪雨災害が頻発しております。特に、昨年7月27日からの雨は、前線や低気圧の影響により、本県や秋田県を中心に非常に激しい降雨となり、累加雨量は多いところで300mmを超過し、日降水量が観測史上最多となった地点もありました。

そのため、最上川中流域で多くの河川が氾濫し、床上浸水などの甚大な被害が発生したことから、被害地域を中心に貴協会会員の皆様方等に対し、緊急の浄化槽の一斉点検をお願いしたところでした。お蔭様で約170基の点検の結果、浸水したブローア約30台の迅速な交換等の修理が行われ、浄化槽機能を早々に回復することができました。住民の皆様にとっては、浸水被害の対応で不安な状況の中、専門家の方々の素早い点検や助言は誠に心強い限りで、顧客満足度の向上にも繋がったものと考えます。

村山総合支庁では、今後も地域のよりよい水環境のために尽力してまいりますので、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。



山形県最上総合支庁保健福祉環境部

環境課長 田 中 利 正

最上地域は、周囲を山々に囲まれ、鮭川や最上小国川などの清流が最上川に注ぐ、自然豊かな地域です。この豊かな自然を後の世代に残すために、生活排水処理施設の普及促進は、重要な課題のひとつと考えております。

最上地域の特徴として、中山間地域に集落が散在することから、生活排水対策として、下水道や農業集落排水処理施設の面的な整備の他に、個別排水処理施設としての浄化槽の整備促進が重要となります。老年人口の割合が県内の他地域に比べ高く、高齢者世帯では住宅改築が進まないなど、様々な課題が挙げられますが、市町村や関係団体等と一緒に整備促進を図って参りたいと考えております。

また、最上地域は、県平均と比べ法定検査受検率が高いものの、一方では、管理者から理解が得られず、結果的に未受検の浄化槽があるなど、無管理浄化槽や整備不良などの不適正浄化槽も散見されます。未受検や不適正な浄化槽を少しでも減らしていけるよう管内市町村と連携して取り組んで参りますので、関係者の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。



山形県置賜総合支庁保健福祉環境部

環境課長 岡村 和恵

置賜地域は、「母なる川」最上川の源流を有し、磐梯朝日国立公園の山々に囲まれた自然豊かな地域です。

置賜地域の特徴として、生活排水処理施設の中で浄化槽の割合が高いことが挙げられます。令和元年度末の時点での生活排水処理施設普及率は85.9%と県内平均の93.1%を下回っていますが、処理施設別に見ますと、浄化槽が20.5%と県平均の8.5%を大きく上回っております。このため、置賜地域では浄化槽の適切な維持管理が水環境保全のためには重要となります。

浄化槽が十分な処理能力を発揮するためには、浄化槽の保守点検や清掃など適切な維持管理が欠かせません。また、維持管理状況を確認するための法定検査も重要であります。

置賜総合支庁では、今後とも関係市町や関係機関と連携しながら合併浄化槽の普及や適切な維持管理の啓発について取り組んでまいりますので、引き続き貴協会からの御理解と御協力をお願い申し上げます。

みんなで置賜地域の豊かな水環境と美しい最上川を守っていきましょう。



山形県庄内総合支庁保健福祉環境部

環境課長 笹 渕 健 市

庄内地域は、北は雄大な山容を誇る鳥海山(ちょうかいざん)、東には靈験あらたかな出羽三山、西は荒々しい日本海に囲まれた、雄大優美な平野が広がる自然豊かな地域であり、山形県の母なる川「最上川」も県内各地域を潤し、この地で海へと注ぎます。

さて、庄内地域の生活排水処理施設普及率は、令和元年度末で96.6%と県内で最も高く、未普及地域のほとんどは浄化槽による整備計画となっており、今後とも、浄化槽の普及が重要となります。

浄化槽がその能力を十分に発揮し、生活環境の向上に資するには、保守点検や清掃など適切な維持管理、法定検査による状態の確認が重要であります。

庄内総合支庁では、今後とも関係機関と密に連携しながら、合併浄化槽の普及と適切な維持管理の啓発に取り組んでまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

## 令和3年度 第11回社員定時総会

6月9日（水）山形市のホテルキャッスルにおいて、第11回社員定時総会を開催しました。

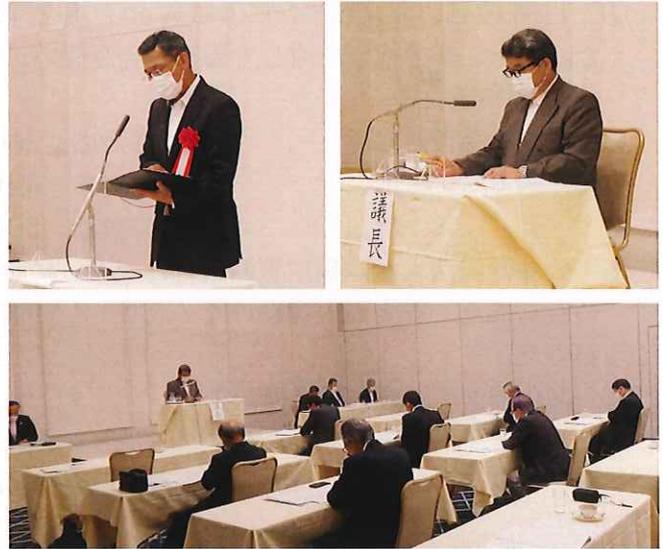
新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことから、開催については昨年度と同様に懇親会を中止するとともに、会場への来場を極力控えていただくため、書面による出席を呼び掛けるなど、感染症対策を講じ最小限の出席者による開催となりました。

総会は、青山副会長の開会挨拶に始まり、遠藤会長の挨拶の後、(有)県南エコサービス島貫利幸会員を議長に選任し、議事に入りました。

- 第1号 令和2年度事業報告について
- 第2号 令和2年度決算承認の件
- 第3号 任期満了による役員の選任の件
- 第4号 令和3年度事業計画及び収支予算について

審議の結果、4議案とも満場一致で原案どおり承認され、第11回社員定時総会を終了いたしました。

なお、任期満了に伴う役員の選任については、下記のとおり新役員が決定いたしました。



### 令和3年度 (公社)山形県水質保全協会 役員名簿

役職	会員名	所 属	役職	会員名	所 属
会長理事	片 桐 健 悦	天童環境(株)	理 事	丹 治 正 彦	東北環境開発(株)
副会長理事	青 山 武	環清工業(株)	理 事	島 貫 利 幸	(有)県南エコサービス
副会長理事	菅 龍 太	(有)エコシラカワ	理 事	菅 野 宣 誉	(有)菅野清掃
常務理事	赤 部 誠 一	(公社)山形県水質保全協会	監 事	天 野 富 雄	天野富雄税理士事務所
理 事	黒 澤 利 宏	テルス(株)	監 事	遠 藤 一 生	(有)厚生社
理 事	斎 藤 実	(株)マルコウ環境			

## 表 彰

第11回社員定時総会の席上、長年当協会の発展に御尽力いただきました遠藤前会長へ感謝状を贈呈いたしました。

### 遠 藤 信 幸 様 (前会長理事)

41年に亘って協会の役員を努められ、事業運営と浄化槽法定検査事業の推進に御尽力いただいております。



## 令和2年度 事業報告

### 1 浄化槽法定検査

#### ① 浄化槽法定検査実施数

検査計画35,400基に対し、7条検査388基、11条検査34,826基 合計35,214基を実施した。

#### ② 11月17日にオンラインによるWeb会議を行い、総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行った。また、未受検者に対して周知啓発を行い、受検基数の増加と受検率の向上に努めた。

(未受検者対応)

検査拒否対応	1,882件対応	260件受検	(13.8%)
未申込対応	1,369件対応	44件申込	(3.2%)
合計	3,251件対応	304件受検	(9.4%)

#### ③ 公益財団法人日本環境整備教育センターに新入職員1名を派遣し、浄化槽法定検査員の資格取得に努めた。また、安全衛生管理のため職員1名を派遣し、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格取得に努めた。

#### ④ 浄化槽法定検査普及啓発活動

10月1日浄化槽の日の山形新聞に広告を掲載し、浄化槽を通じた公共用水域の水質保全について啓発を行うとともに、浄化槽の維持管理の重要性と法定検査受検への理解に努めた。

### 2 浄化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

#### ① 浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうため、村山、最上及び置賜の各総合支庁管内の浄化槽新規設置者に対して、浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうための資料一式を配付し、法定検査の啓蒙を行った。

- ・対象地域：尾花沢市、大石田町 40名
- ・対象地域：新庄市及び最上郡各町村 131名
- ・対象地域：米沢市、南陽市、川西町 218名

#### ② 検査員研修

更新したガスモニターの使用確認と安全衛生管理を目的とした現場研修について、屋内や地下ピットに設置されている大型槽で酸素欠乏・硫化水素作業主任者の有資格者を中心に、各地区で計4回行った。

また、交通安全運転に対する知識や意識を高めることを目的に、保険会社から講師を招き研修会を行った。

#### ③ 12月11日、村山総合支庁講堂で開催された改正浄化槽法に基づく浄化槽管理士研修会に、協会職員から講師の派遣を行った。

### 3 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、機関紙の発行

#### ① 一般社団法人日本環境保全協会発行の「環境保全タイムズ」等一般廃棄物処理業に関する情報を随時提供した。

#### ② 協会機関紙「県水協たより」を年2回(8月、1月)発行し、県及び市町村、会員、関係機関に配布した。

また、同協会からの浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報を随時提供した。

#### ③ ホームページを通して協会の情報公開に努めるとともに、浄化槽の適正な管理知識や各種手続き等の普及に努めた。

アドレス <https://www.yamagata-suisituhozen.or.jp/>

#### 4 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

改正浄化槽法により自治体に整備が義務付けられた浄化槽台帳の作成を支援するため「市町村浄化槽台帳システム」を活用する業務委託契約を米沢市、南陽市及び新庄市と締結した。

また、他市町村に対し「市町村浄化槽台帳システム」の活用に向けた啓発を行った。

#### 5 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

- ① 環境省からの「浄化槽の指導普及に関する調査」に協力するため、市町村に対し、浄化槽法定検査の結果データを提供した。
- ② 公益財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に補助対象登録された浄化槽が所期の性能を発揮しているかどうか検証するため、真室川町で実地調査を行った。

#### 6 浄化槽維持管理に関する調査研究

- ① 保守点検及び清掃に関する調査研究  
BOD不適正について、地域間の傾向や維持管理の違い等について調査を行った。
- ② 浄化槽法定検査の精度管理と効率化に向けた研究  
検査実施時に撮影した浄化槽の異常（設備や稼働状況）に関する写真データを、項目ごとに分類する調査を行った。また、その結果を職員に周知するとともに法定検査の精度管理を高めた。

#### 7 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学校等（4団体80名）からの要請により、県内河川において簡易調査キットによる水質検査を実施し、環境教育の実践に協力した。
- ② 最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」へ参加するとともに、65団体192箇所のレーダーチャート作成と河川ごとの調査結果のマップ作成に協力を行った。
- ③ 8月20日に県庁講堂で開催された山形県保健環境活動団体連合会の総会において、浄化槽啓発用リーフレットを配布及び県水協たよりを配布した。また、連合会活動を支援するため助成金を交付した。

#### 8 被災地 支援活動

- ① 7月27日に発生した豪雨で水害に見舞われた村山・最上地域の被災状況について情報収集に努めた。
- ② 2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震について、関係団体及び会員の被災状況について情報収集に努めた。

#### 9 その他活動

- ① 日本赤十字社活動を支援するため助成金を交付した。
- ② 山形県に対し、山形県新型コロナ対策応援金として寄付を行った。



遠藤会長の挨拶（第3回理事会）



第3回理事会の様子

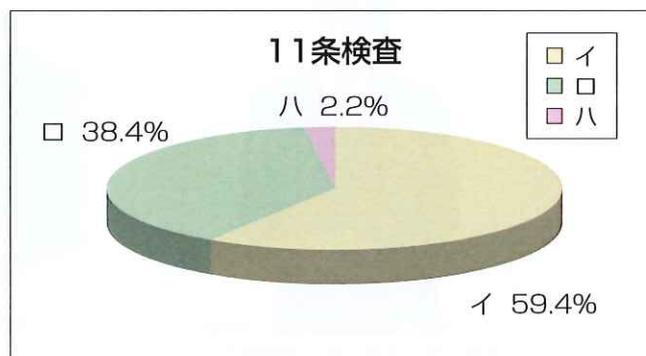
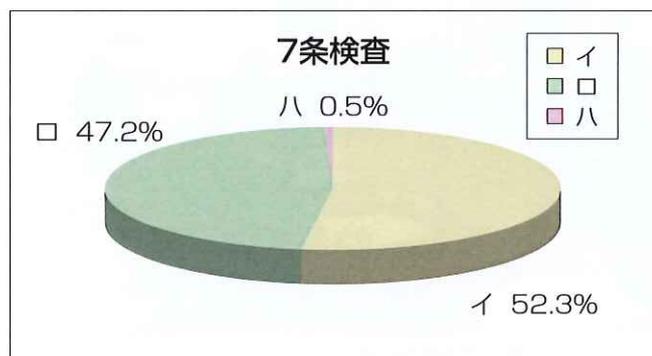
## 令和2年度 判定別 法定検査実績表

イ. 適正  
 □. おおむね適正  
 八. 不適正

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位:基)

地区名	市町村名	7 条 検 査			11 条 検 査			合 計		
		検査基数	イ	□	八	検査基数	イ		□	八
村山地区	村山市	3	1	1	1	1,236	634	565	37	1,239
	東根市	6	3	3	0	2,486	1,518	883	85	2,492
	尾花沢市	17	10	7	0	2,502	1,379	1,079	44	2,519
	大石田町	1	1	0	0	244	143	93	8	245
	(小計)	27	15	11	1	6,468	3,674	2,620	174	6,495
最上地区	新庄市	43	23	20	0	3,317	2,013	1,232	72	3,360
	真室川町	12	4	8	0	1,018	555	448	15	1,030
	金山町	12	6	6	0	433	209	212	12	445
	最上町	25	8	17	0	966	259	659	48	991
	舟形町	0	0	0	0	168	32	126	10	168
	鮭川村	13	6	7	0	500	262	223	15	513
	戸沢村	5	3	2	0	480	217	244	19	485
	大蔵村	6	4	2	0	385	208	172	5	391
(小計)	116	54	62	0	7,267	3,755	3,316	196	7,383	
置賜地区	米沢市	78	42	35	1	6,772	3,978	2,674	120	6,850
	南陽市	37	21	16	0	2,711	1,704	965	42	2,748
	高畠町	14	6	8	0	1,345	931	396	18	1,359
	川西町	40	16	24	0	1,649	996	631	22	1,689
	(小計)	169	85	83	1	12,477	7,609	4,666	202	12,646
庄内地区	鶴岡市(旧管内)	43	31	12	0	2,783	1,827	890	66	2,826
	藤島庁舎	0	0	0	0	114	77	33	4	114
	羽黒庁舎	0	0	0	0	113	77	32	4	113
	櫛引庁舎	0	0	0	0	78	46	30	2	78
	朝日庁舎	2	1	1	0	252	172	78	2	254
	温海庁舎	3	2	1	0	793	534	239	20	796
	鶴岡市計	48	34	14	0	4,133	2,733	1,302	98	4,181
	余目庁舎	2	1	1	0	229	188	39	2	231
	立川庁舎	0	0	0	0	161	99	60	2	161
	庄内町計	2	1	1	0	390	287	99	4	392
	三川町	4	2	2	0	141	88	47	6	145
	田川計	54	37	17	0	4,664	3,108	1,448	108	4,718
	酒田市(旧管内)	13	9	4	0	2,439	1,540	846	53	2,452
	八幡総合支所	0	0	0	0	346	221	116	9	346
	平田総合支所	2	0	2	0	408	259	147	2	410
	松山総合支所	0	0	0	0	81	55	21	5	81
	酒田市計	15	9	6	0	3,274	2,075	1,130	69	3,289
	遊佐町	7	3	4	0	676	452	210	14	683
	飽海庄内計	22	12	10	0	3,950	2,527	1,340	83	3,972
	(小計)	76	49	27	0	8,614	5,635	2,788	191	8,690
合 計		388	203	183	2	34,826	20,673	13,390	763	35,214



## 令和元年度 浄化槽法第11条検査受検率

	全設置基数	令和元年度未 検査対象基数	令和元年度 検査実施数		受検率			検査 機関				
			単独	合併	単独	合併	合併					
村山総合支庁管内	25,605	25,371	14,499	10,872	18,235	8,779	9,456	71.9%	60.5%	87.0%	理化学 分析 センター	
(旧山形保健所)	8,976	8,944	6,358	2,586	5,178	3,004	2,174	57.9%	47.2%	84.1%		
山形市	4,662	4,659	3,677	982	2,396	1,545	851	51.4%	42.0%	86.7%		
上市市	1,979	1,955	770	1,185	1,425	423	1,002	72.9%	54.9%	84.6%		
天童市	1,298	1,295	1,046	249	811	624	187	62.6%	59.7%	75.1%		
山辺町	722	720	565	155	369	248	121	51.3%	43.9%	78.1%		
中山町	315	315	300	15	177	164	13	56.2%	54.7%	86.7%		
(旧寒河江保健所)	8,480	8,368	3,617	4,751	6,454	2,430	4,024	77.1%	67.2%	84.7%		
寒河江市	3,223	3,178	1,584	1,594	2,479	1,102	1,377	78.0%	69.6%	86.4%		
河北町	1,744	1,739	1,207	532	1,258	813	445	72.3%	67.4%	83.6%		
西川町	910	901	304	597	751	205	546	83.4%	67.4%	91.5%		
朝日町	1,518	1,496	158	1,338	1,240	117	1,123	82.9%	74.1%	83.9%		
大江町	1,085	1,054	364	690	726	193	533	68.9%	53.0%	77.2%		
(旧村山保健所)	8,149	8,059	4,524	3,535	6,603	3,345	3,258	81.9%	73.9%	92.2%		水質保全 協会
村山市	1,528	1,513	1,044	469	1,262	824	438	83.4%	78.9%	93.4%		
東根市	3,319	3,302	2,282	1,020	2,594	1,685	909	78.6%	73.8%	89.1%		
尾花沢市	2,842	2,787	891	1,896	2,501	716	1,785	89.7%	80.4%	94.1%		
大石田町	460	457	307	150	246	120	126	53.8%	39.1%	84.0%		
最上総合支庁管内	8,590	8,393	3,482	4,911	7,298	2,742	4,556	87.0%	78.7%	92.8%		
(旧新庄保健所)	8,590	8,393	3,482	4,911	7,298	2,742	4,556	87.0%	78.7%	92.8%		
新庄市	4,102	4,029	2,018	2,011	3,333	1,544	1,789	82.7%	76.5%	89.0%		
金山町	507	492	104	388	437	81	356	88.8%	77.9%	91.8%		
最上町	1,064	1,018	301	717	966	239	727	94.9%	79.4%	101.4%		
舟形町	229	229	113	116	168	65	103	73.4%	57.5%	88.8%		
真室川町	1,153	1,123	268	855	1,017	224	793	90.6%	83.6%	92.7%		
大蔵村	408	400	134	266	387	122	265	96.8%	91.0%	99.6%		
鮭川村	551	532	255	277	504	230	274	94.7%	90.2%	98.9%		
戸沢村	576	570	289	281	486	237	249	85.3%	82.0%	88.6%		
置賜総合支庁管内	20,019	19,630	7,164	12,466	16,642	5,494	11,148	84.8%	76.7%	89.4%	理化学 分析 センター	
(旧米沢保健所)	14,803	14,521	5,056	9,465	12,602	4,109	8,493	86.8%	81.3%	89.7%		
米沢市	7,957	7,786	2,290	5,496	6,806	1,880	4,926	87.4%	82.1%	89.6%		
南陽市	3,234	3,192	1,464	1,728	2,762	1,211	1,551	86.5%	82.7%	89.8%		
高畠町	1,603	1,580	630	950	1,366	496	870	86.5%	78.7%	91.6%		
川西町	2,009	1,963	672	1,291	1,668	522	1,146	85.0%	77.7%	88.8%		
(旧長井保健所)	5,216	5,109	2,108	3,001	4,040	1,385	2,655	79.1%	65.7%	88.5%		
長井市	2,757	2,699	1,230	1,469	2,054	772	1,282	76.1%	62.8%	87.3%		
小国町	1,006	997	537	460	663	321	342	66.5%	59.8%	74.3%		
白鷹町	957	929	227	702	894	209	685	96.2%	92.1%	97.6%		
飯豊町	496	484	114	370	429	83	346	88.6%	72.8%	93.5%		
庄内総合支庁管内	13,503	13,407	9,433	3,974	8,880	5,506	3,374	66.2%	58.4%	84.9%		水質保全 協会
(旧鶴岡保健所)	5,992	5,926	4,078	1,848	4,430	2,848	1,582	74.8%	69.8%	85.6%		
鶴岡市	5,792	5,730	3,943	1,787	4,288	2,763	1,525	74.8%	70.1%	85.3%		
三川町	200	196	135	61	142	85	57	72.4%	63.0%	93.4%		
(旧酒田保健所)	7,511	7,481	5,355	2,126	4,450	2,658	1,792	59.5%	49.6%	84.3%		
酒田市	5,815	5,797	4,049	1,748	3,386	1,943	1,443	58.4%	48.0%	82.6%		
庄内町	529	527	386	141	389	247	142	73.8%	64.0%	100.7%		
遊佐町	1,167	1,157	920	237	675	468	207	58.3%	50.9%	87.3%		
合計	67,717	66,801	34,578	32,223	51,055	22,521	28,534	76.4%	65.1%	88.6%		
合計(補正後※)	67,717	66,780	34,578	32,202	51,055	22,521	28,534	76.5%	65.1%	88.6%	公表値	

※検査対象基数はR2年度浄化槽の指導普及に関する調査による。

※検査対象基数は下記算出式による推計値を用いている。

$$=(R1年度未設置基数)-(R1年度新設基数)-(H30.8.1\sim H30.12.31の新設基数)\times 1/2-(R1.1.1\sim R1.3.31の新設基数)$$

(出典：山形県環境エネルギー部水大気環境課)

## 令和3年度 事業計画

### 1 浄化槽法定検査

- ① 浄化槽法定検査実施計画  
7条検査400基、11条検査34,500基 合計 34,900基とする。
- ② 総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行い、未受検者に対し周知啓発を行い、受検率の向上を図る。
- ③ 浄化槽法定検査員資格取得のため、公益財団法人日本環境整備教育センターに新入職員2名を派遣する。また、501人槽以上の大規模浄化槽の管理技術の向上を図るために検査員を派遣する。

### 2 浄化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

- ① 会員、浄化槽管理士、浄化槽清掃技術者、一般廃棄物処理業者及び当協会職員の資質の向上を図るため、浄化槽水処理技術管理研修会を開催する。
- ② 浄化槽管理士の育成と浄化槽管理技術の向上を図るため「浄化槽管理技術指導出前講座」を開設する。
- ③ 浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうため、各総合支庁管内において、浄化槽新規設置者に対する講習会を開催する。  
また、参加できない浄化槽新規設置者には、講習会資料を郵送にて配付する。
- ④ 検査員の資質と技術力の向上及び精度管理の徹底を図るため、積極的に講習会等に参加するとともに、法定検査の効率的運用を図るため、内部研修を実施する。
- ⑤ 浄化槽法に基づく保守点検業の登録に際して、3年に1回義務化された浄化槽管理士研修について、県と連携協力しながら開催する。

### 3 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、機関紙の発行

- ① 浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報を会員に提供する。
- ② 一般社団法人日本環境保全協会発行の「環境保全タイムズ」等、一般廃棄物処理業に関する情報を会員に提供する。
- ③ 協会機関紙「県水協たより」を発行し、県、市町村、会員及び関係機関等に配布する。
- ④ ホームページを通して協会の情報公開等に努めるとともに、浄化槽の適正な管理知識や各種手続き等の普及を図る。  
アドレス <https://www.yamagata-suisituhozen.or.jp/>

### 4 浄化槽台帳システムを活用した市町村との業務委託の推進

浄化槽法により自治体に整備が義務付けられた浄化槽台帳について、指定検査機関への委託を可能とする方針を受け、当協会独自の「市町村浄化槽台帳システム」の活用に向けて市町村への周知説明を積極的に行い業務委託を進める。

### 5 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

- ① 浄化槽管理者からの相談や問い合わせ等に対し、対応する。
- ② 環境省から市町村に依頼される「浄化槽の指導普及に関する調査」の回答に協力するため、市町村に浄化槽法定検査の結果データを提供する。
- ③ 公益財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に補助対象登録された浄化槽が所期の性能を発揮しているかどうか検証するため、実地調査を行う。

### 6 浄化槽維持管理に関する調査研究

改正浄化槽法で示された休止制度について、所有者不明の空き家や使用停止状態であっても条件を満たしたうえで届出しなければ「休止」とはならないため、市町村と連携し実態調査するとともに、浄化槽台帳の整合性を高めるための調査研究を進める。

### 7 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学校等からの要請により、県内河川において簡易調査キットによる水質検査を実施し、環境教育の推進に協力する。
- ② 美しい山形・最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」へ参加するとともに、調査結果の集計について協力を行う。
- ③ 山形県保健環境活動団体連合会活動に対し活動資金の支援を行う。

### 8 災害時の廃棄物処理及び浄化槽点検等に関する復旧支援

本県において大規模災害が発生した場合に、山形県と締結した「災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定書」に基づき、復旧を支援する。

### 9 その他活動

- ① 会員の協力を得ながら新規会員、賛助会員の加入促進に努める。
- ② 一般社団法人日本環境保全協会等の上部団体と連携を図り、事業の円滑な推進と発展に資するとともに扶助事業の推進に努める。
- ③ 新たな事業の取組みについて、調査検討を進める。
- ④ 日本赤十字社活動に対する支援を行う。

## 常務理事のご挨拶

常務理事 赤部 誠 一



本年4月より、本協会に勤めさせていただいております赤部誠一です。

去る6月の第11回社員定時総会及び理事会において、常務理事に選任されました。

これまで経験の無いポストに就任し、改めて協会が抱える課題の多さに戸惑うと同時に、責任の重さに身の引き締まる思いです。自分なりに一つ一つ丁寧に課題に取り組み、風通しの良い働きやすい職場づくりを目標に、職員一人ひとりが、働くことで達成感を感じられる職場を目指してまいりたいと思います。

さて、本協会は、浄化槽の指定検査機関として、法定検査の事業はもとより、青年部を中心に県内小中学生等と一緒に「水辺の健康診断」に取り組んでいます。私も去る7月2日に山形市立高瀬小学校6年生の生徒達と一緒に、学校の近くを流れる村山高瀬川とその支川である戸沢川や中沢川の源流調査に参加して、水質調査などを実施してきました。中沢川の上流部は透明な水で、冷たく豊富な水量を保ち、トンボなどの昆虫類も飛び交っていました。

生徒たちは身近な村山高瀬川を自分で見て触れた体験を通して、汗を光らせ目を輝かせながら自然豊かな川の魅力に感動した笑顔がとても印象的でした。

若い世代にこうした取り組みを通して、川や水辺の環境を保全する意識が高まることを期待します。

また、本協会は、県との間で「災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に関する協定書」を締結しており、昨年7月の大雨により最上川が氾濫したのを受け、被害を受けた地域を視察し被害状況の確認を行いました。地域住民の皆様には、浸水被害の後片付けで大変忙しい中、聞き取りにも御協力いただき、順調に調査が終了しました。

被災された方々の一日も早い復旧・復興と新型コロナウイルス感染の収束をお祈り申し上げます。

結びに、本協会が、浄化槽の指定検査機関として、県民の皆様方からより一層信頼と期待をされるよう、水環境の保全に向け職員と共に更なる努力を積み重ねて参りたいと思っております。

もとより微力ではございますが、全力で職務に邁進していく所存でございますので、今後とも、皆様からの変わらぬ御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。



## 新規採用職員を紹介



井上 里 絵

はじめまして。1月よりお世話になっております、井上里絵と申します。未だ分からないことばかりですが、先輩方にご指導いただき日々勉強しております。休日は娘2人とエレクトーンを演奏したり、インコの世話をして癒されています。当協会の一員として、真剣に仕事に向き合っていきたいと考えていますので、どうぞ宜しくお願いいたします。



渡 辺 健 太 郎

令和3年4月1日よりお世話になっております渡辺健太郎と申します。日々研鑽を積み、1日でも早く検査員として協会の発展に貢献できるよう頑張ります。休日は子供と公園へ行ったり、友人とフットサルをしたりリフレッシュしています。分からないことが多く勉強させて頂く毎日ですが、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。



鳴 海 恒 大

令和3年4月1日より山形県水質保全協会の職員となりました、鳴海恒大と申します。常に学ぶ心を忘れず、知力、体力を兼ね備えた検査員として、いち早く皆様の戦力となれるよう精進したいと思います。青森県出身ですが、検査業務や趣味のツーリングを通して山形県の地理を覚えていきたいです。ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

お知らせ

『令和3年度山形県浄化槽管理士研修』について

山形県の保守点検登録条例に基づく「令和3年度山形県浄化槽管理士研修」について、当協会は10～11月の開催に向けて現在、県に対して研修の指定申請を行っております。

令和2年4月施行の浄化槽法において「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項」が追加されたことを受け、山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例が改正された研修会になります。保守点検業の事業者にあつては、登録・更新前にもれなく専任の浄化槽管理士がこの研修を受講する必要があり、また研修を修了していることが浄化槽保守点検業者の登録の要件となっています。

当協会の研修開催につきましては、申請が承認されましたら事業者の皆様にご案内いたしますとともに、協会HPにも掲載する予定です。

お知らせ

浄化槽法定検査判定基準の一部見直し等に係るBODの不適正判断値について

山形県では法定検査において不適正と判断するBODの値について、単独処理浄化槽では260mg/Lを超えた場合、合併処理浄化槽では200mg/Lを超えた場合としておりますが、全国の規制状況を踏まえ、令和4年度からは単独及び合併処理浄化槽にいずれも160mg/Lを超えた場合に変更されることで、県水大気環境課から通知がありました。

なお、新たな基準の適用に向け、令和3年度においては、BODが160mg/Lを超えている浄化槽管理者に対し、法定検査結果書における所見欄に「生物化学的酸素要求量（BOD）が、160mg/Lを超えており、令和4年度からは不適正となる値です。環境への負荷が大きい値であるため、保守点検や清掃の回数、時期に御留意ください。」の文章を記載し、注意が必要な値であることをお知らせしております。

つきましては、通知の趣旨を御理解いただきますとともに、確実に維持管理がなされるよう設置者や使用者への適切な対応に御協力くださるようお願い申し上げます。

会 員 情 報

新規入会	会員区分	氏 名	事業所名	住 所
	賛助会員	濱 田 誠	兼松エンジニアリング株式会社 東北・北海道支店	仙台市太白区長町南四丁目 12 - 27

変 更	会員区分	新旧	氏 名	事業所名	住 所
	正会員	新	駒 澤 秀 樹	有限会社 東根清掃	東根市宮崎四丁目 6 - 23
		旧	駒 澤 久 由		
	正会員	新	平 向 宏 光	株式会社 殖成興産	最上郡戸沢村大字角川 311
旧		秋 保 豊 雄			

退 会	会員区分	氏 名	事業所名	住 所
	正会員	島 貫 幸 雄	有限会社 県南エコサービス	南陽市鍋田 1934 - 7

事務局より

いよいよ東京 2020 オリンピック・パラリンピックが始まりました。直前になって無観客試合の開催となり盛り上がり心配されましたが、いざ始まってみると日本はもとより、各国代表選手の大活躍で、テレビ観戦が楽しみな毎日です。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、安心してスポーツ観戦が出来る日が来るよう早期の収束を願うばかりです。